

軽度外傷性脳損傷に関する周知と労災認定及び自賠責 保険の基準改正を求める意見書（案）

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野狭窄、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

WHOによれば、外傷性脳損傷の罹患者数は、全世界で年間1000万人に上り、その内軽度外傷性脳損傷は9割を占めます。軽度外傷性脳損傷のほとんどがおおむね1年以内で回復しますが、1割ほどは回復することなく、障害後遺症状に苦しめられています。

軽度外傷性脳損傷は、MRI等の画像検査で異常が見つかりにくく、日本では労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多いので、患者は周囲に理解されない心身の苦痛に加え、経済的困窮に陥る事態も多いのが現状です。

さらに、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちが軽度外傷性脳損傷を発症する可能性も高まっています。

医療機関初め、学校現場を含む教育機関、また広く国民全般に、軽度外傷性脳損傷についての啓発・周知を図り、理解を進める必要があります。

国におかれましては、現状を踏まえ、下記事項について早急に適切な措置を講じられるよう、強く要望いたします。

記

- 1 国際基準に沿ったガイドラインを作成し、労災認定及び自賠責保険の後遺障害の認定基準を改正すること
- 2 労災認定及び自賠責保険の基準の改正にあたっては、不正防止のため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること
- 3 支援拠点病院や相談窓口の設置など、患者の支援体制を整備すること
- 4 軽度外傷性脳損傷について、教育機関初め広く国民への啓発・周知を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	伊吹 文明 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
文部科学大臣	下村 博文 様
厚生労働大臣	田村 憲久 様